

(19)日本国特許庁(JP)

(12)公開特許公報(A)

(11)公開番号

特開2024-115989

(P2024-115989A)

(43)公開日 令和6年8月27日(2024.8.27)

(51)国際特許分類

B 6 5 D 77/04 (2006.01)

F I

B 6 5 D 77/04

F

テーマコード(参考)

3 E 0 6 7

審査請求 未請求 請求項の数 4 O L (全5頁)

(21)出願番号 特願2023-21942(P2023-21942)

(22)出願日 令和5年2月15日(2023.2.15)

(71)出願人 519297931

東亜製薬株式会社

佐賀県唐津市相知町長部田 8 5 4 番地

(72)発明者 劉 凱鵬

佐賀県唐津市相知町長部田 8 5 4 東亜

製薬株式会社内

Fターム(参考) 3E067 AA03 AA04 AB81 AB83
BA12B BA12C BB11B BB
14B
BB14C BB25B CA12 CA2
4
EA06 EE20 FA04 FB07
FC01 GD01

(54)【発明の名称】 化粧品等向け容器

(57)【要約】

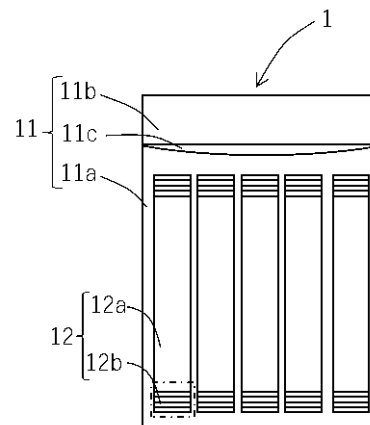
【課題】

この発明は、使用時に毎回適量を取り出すことが可能であり、さらに品質の劣化を抑えることが可能な化粧品等向け容器を提供することを目的とする。

【解決手段】

プラスチックシートを主体とする袋体状の外装容器 1 と、そこに 1 個以上収納され、プラスチックシート、金属シートまたは金属シートとプラスチックシートの複合体からなるスティック状の内装容器 1 2 と、を備え、内装容器 1 2 は、内容物に対して遮光性を有する素材で形成され、内装容器 1 2 には、化粧品等が収納され、化粧品等は、液体状、半液体状またはペースト状である、ことを特徴とする。

【選択図】 図 1



10

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

プラスチックを主体とする外装容器と、
前記外装容器に 1 個以上収納され、プラスチック、金属または金属とプラスチックの複
合体からなる内装容器と、を備え、

前記内装容器には、化粧品等が収納されている、
ことを特徴とする、化粧品等向け容器。

【請求項 2】

前記内装容器は、内容物に対して遮光性を有する素材で形成されている、
ことを特徴とする、請求項 1 に記載の化粧品等向け容器。

10

【請求項 3】

前記化粧品等は、液体状、半液体状またはペースト状である、
ことを特徴とする、請求項 1 に記載の化粧品等向け容器。

【請求項 4】

前記化粧品等は、化粧品、日焼け止めクリーム、ハンドクリーム、虫よけ、消毒薬、歯
みがき、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、トリートメント、ヘアカラー、入浴剤
、ハンドソープまたはサプリメントである、
ことを特徴とする、請求項 1 から 3 のいずれか一項に記載の化粧品等向け容器。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

20

【0001】

本発明は、化粧品や衛生用品、健康食品など（化粧品等）を収納するための容器に関す
るものである。

【背景技術】

【0002】

日焼け止めクリームのような液状、半液状またはペースト状の化粧品は、専ら継続的に
使用することを前提として、数十回分の量を一つの大きな容器に収納して販売され、使用
されている。

【0003】

しかし、従来の容器では、適量を取り出せなかったり、異物の混入や経時による品質の
劣化が避けられず、使用上の弊害となっていた。

30

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

この発明は、使用時に毎回適量を取り出すことが可能であり、さらに品質の劣化を抑え
ることが可能な化粧品等向け容器を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0005】

上記の目的を達成するため、請求項 1 に記載の発明は、プラスチックを主体とする外装
容器と、前記外装容器に 1 個以上収納され、プラスチック、金属または金属とプラスチッ
クの複合体からなる内装容器と、を備え、前記内装容器には、化粧品等が収納されている

40

、
ことを特徴とする、化粧品等向け容器である。

請求項 2 に記載の発明は、前記内装容器は、内容物に対して遮光性を有する素材で形成
されている、ことを特徴とする、請求項 1 に記載の化粧品等向け容器である。

請求項 3 に記載の発明は、前記化粧品等は、液体状、半液体状またはペースト状である
、ことを特徴とする、請求項 1 に記載の化粧品等向け容器である。

請求項 4 に記載の発明は、前記化粧品等は、化粧品、日焼け止めクリーム、ハンドク
リーム、虫よけ、消毒薬、歯みがき、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、トリートメ
ント、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープまたはサプリメントである、ことを特徴とする

50

、請求項 1 から 3 のいずれか一項に記載の化粧品等向け容器である。

【発明の効果】

【0006】

この発明によれば、化粧品等が内装容器に一定量ずつ收容されているので、使用時に毎回適量を取り出すことが可能であり、化粧や衛生管理、健康管理を適正に行うことが可能である。また、個別包装されていることで、異物の混入や経時による品質の劣化を抑えることができるので、さらに化粧や衛生管理、健康管理の適正化が可能である。さらに、内装容器が複数個外装容器に収納されており総量が確保されているので、従来のように継続的な使用も可能である。

【図面の簡単な説明】

10

【0007】

【図 1】本発明の実施の形態に係る化粧品等向け容器の概略の構成図である。

【発明を実施するための形態】

【0008】

本発明の実施の形態について、添付の図面を参照しながら説明する。なお、図面において、図面中の各部の構成の大きさ、間隔、数、その他詳細は、視認と理解の助けのために、実際の物に比べて大幅に簡略化して表現している。

【0009】

本実施の形態に係る化粧品等向け容器 1 は、プラスチックを主体とする外装容器 1 1 と、外装容器 1 1 に 1 個以上収納され、プラスチック、金属または金属とプラスチックの複

20

合体からなる内装容器 1 2 と、を備え、内装容器 1 2 には、化粧品等が収納されている。

【0010】

外装容器 1 1 は、略矩形の袋状の包装容器であり、一辺が 5 ~ 10 cm であることが好ましく、素材はプラスチックフィルムからなることが好ましい。

【0011】

外装容器 1 1 は、袋体部 1 1 a と、袋体 1 1 a の開口 1 1 c を封じるための封緘部 1 1 b からなる。開口 1 1 c を封じるときには、封緘部 1 1 b を袋体部 1 1 a 側に折り曲げて、袋体部 1 1 a 重ね合わせる。このとき、封緘部 1 1 c と袋体部 1 1 a が重なり合う部分には、封緘部 1 1 c が繰り返し着脱自在な接着剤（経時で固化せずに何度でも貼り剥がし

30

ができる）が塗布されていることが好ましい。また、外装容器 1 1 は、内装容器 1 2 を外部から視認できる程度に一部または全部が透明または半透明であることが好ましい。

【0012】

内装容器 1 2 は、円筒状の袋体 1 2 a の長手方向の 2 か所の端部 1 2 b を封じて略矩形のスティック状の袋体にした包装容器であり、長手方向が 5 ~ 10 cm、短手方向が 0 . 5 ~ 2 cm であることが好ましい（このとき外装容器 1 1 に収納な形状と大きさである必要がある）。また、その素材は、プラスチックフィルムまたは金属フィルムまたは金属フィルムとプラスチックフィルムの複合体からなることが好ましいし、内容物に対して遮光性を有する素材で形成されていることが、内容物の保護という観点から好ましい。

【0013】

内装容器 1 2 は、外装容器 1 1 の袋体部 1 1 a の内部に 1 個以上収納されているが、収納個数は、例えば 5 ~ 10 個であることが好ましい。

40

【0014】

内装容器 1 2 には、化粧品等がそれぞれの種類に応じて適量が収納されているが、体積にして 1 ~ 10 ml、重さにして 0 . 5 ~ 10 g が好ましい。また、化粧品等は、化粧品全般の他、例えば日焼け止めクリーム、ハンドクリーム、虫よけ、消毒薬、歯みがき、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、トリートメント、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープといった衛生用品、またはサプリメントのような健康食品も含まれ得る。

【0015】

さらに化粧品等は、内装容器 1 2 への収納や取り出しを考えると、液体状、半液体状またはペースト状であることが好ましい。

50

【 0 0 1 6 】

この発明によれば、化粧品等が内装容器 1 2 に一定量ずつ収容されているので、使用時に毎回適量を取り出すことが可能であり、化粧や衛生管理、健康管理を適正に行うことが可能である。また、個別包装されていることで、異物の混入や劣化を抑えることができるので、さらに化粧や衛生管理、健康管理の適正化が可能である。さらに、内装容器 1 2 が複数個外装容器 1 1 に収納されており総量が確保されているので、従来のように継続的な使用も可能である。

【 0 0 1 7 】

以上、本発明の実施の形態について説明したが、本願発明の範囲は以上の実施の形態に限られるものではなく、これと同視しうる他の形態に対しても及ぶ。

10

【 0 0 1 8 】

例えば、外装容器 1 1 と内装容器 1 2 は、袋体に限られず、ケース状の容器であっても良い。この場合、内容物は液体状、半液体状、ペースト状でなくても、収納や取り出しが良いである。

【 0 0 1 9 】

また、化粧品等は上に挙げた例に限られず、例えば接着剤、糊といった工作用材料、インク、墨のような文房具、さらに調味料、薬品、飲料、食品、肥料、飼料など多彩なものが含まれる。

【 0 0 2 0 】

また、一つの外装容器 1 1 に、異なる容量の内装容器 1 2 を複数収納することで、使用時にこれを組み合わせて使用量を調整することが可能となる。

20

【 0 0 2 1 】

また、外装容器 1 1 と内装容器 1 2 の双方に企業名や商品名を記載したり商標を付したりすることで、使用者が企業名、商品名や商標を目にする機会が増えるので、企業や商品のブランド価値向上をさせることも可能となる。さらに、成分、内容量、使用法や効能を外装容器 1 1 と内装容器 1 2 の双方に記載することで、使用者の注意喚起を促すことが可能となる。

【 符号の説明 】

【 0 0 2 2 】

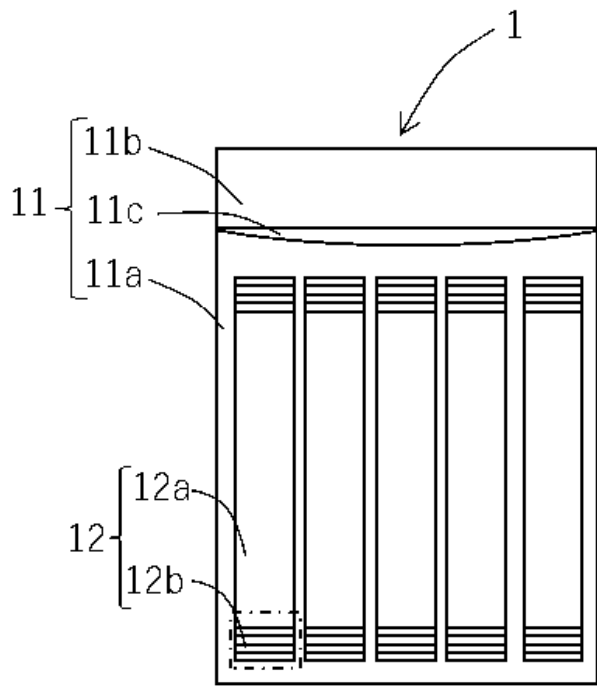
- 1 化粧品等向け容器
- 1 1 外装容器
- 1 2 内装容器

30

40

50

【 図 面 】
【 図 1 】



10

20

30

40

50